

令和6年度 秋葉台児童館 放課後児童クラブ（学童保育）のご案内

秋葉台児童館は放課後児童クラブ（学童保育）を開設しています。入会ご希望の方は、児童館へお問い合わせください。

1 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後に大人の家族が家にいない小学生のために開設しています。
子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2 対象となる児童

神戸市内に在住する小学校1年生から6年生まで（令和5年度実績）の児童で、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
 - (2) 昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童
 - (3) 学校や家から児童館に一人に来て一人で帰ることができる児童、および排泄や食事が一人でできる児童
- ※令和5年度までに利用があり、その利用料で未納金がある家庭の児童はご利用いただけません。

3 募集時期（集中受付期間）

令和5年11月1日（水）～12月8日（金）

4 開設期間

2024（令和6）年4月1日（月）～2025（令和7）年3月31日（月）
ただし、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

- ◆放課後 ～ 17時（延長は18時または19時まで）
- ◆土曜日・学校休業日 午前8時～ 17時（延長は18時または19時まで）
- ※ 延長利用の場合は、必ずお迎えをお願いいたします。
- ※ 学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。
- ※ 警報発令時も学童保育の受入れを行っています。

5 利用料及びおやつ代

放課後児童クラブの利用には次の料金が必要です。
また、放課後児童クラブでは毎日おやつを用意しますのでおやつ代が必要です。

基本利用料	月額 4,500円
17時から18時までの延長利用料	月額 1,500円
18時から19時までの延長利用料	月額 1,500円
おやつ代	月額 1,500円

- ◆一時保育（事前申込み必要）：1日700円（内：おやつ代100円）

6 減免制度

基本利用料、延長利用料には減免制度があります。

7 提出書類（所定の用紙が児童館にあります）

神戸市立放課後児童クラブ入会申込書、誓約書、就労証明書または事業経営届が必要です。
パソコンやスマートフォンで書類の作成ができるフォームもございます。



申込用紙作成フォーム



あきばだいじょうかん

